

## 地域消費活性化事業

## 1 趣 旨

商店街や商工会・商工会議所等が実施する「プレミアム商品券」の発行等を支援することにより、地域消費を刺激し、物価高騰等の影響を受ける商店街等への誘客促進や地域の活性化を図る。

## 2 事業内容

補助対象事業	プレミアム付き商品券を発行する事業
補助対象事業者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、商工会、商工会議所等
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム商品券の発行に係るプレミアム負担分</li> <li>・事務費（消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、委託料）</li> </ul>
補助率	2/3以内
補助限度額	10,000千円（うち事務費上限 2,000千円）
備考	<p>○令和5年秋に実施しました「令和6年度京都府新しい商店街づくり総合支援事業 地域消費拡大事業（プレミアム商品券発行支援）」の希望調査を御提出いただいた団体を優先的に採択</p> <p>○事業に取り組む商店街毎の特性に応じた目標(KPI)を設定すること。</p> <p>○事業終了後、翌日から起算して6か月以内に「成果報告書」を提出すること。</p> <p>○発行・販売額及びプレミアム率に上限なし。</p> <p>○公金で補助することが不適切と考えられる経費は補助対象外。</p> <p>○たばこ事業法の定めにより、タバコはプレミアム付き商品券の対象外。</p>

## 3 事業期間

令和6年4月1日～令和7年2月10日までに完了（相手方への支払いを含む）する事業